



Quarterly SFKK Newsletter

士会だより

関東甲信会 設立50周年

関東甲信会（会長：増間真一/千葉）では、設立50周年を祝して会員を対象とした記念講演会を開催します。



関東甲信不動産鑑定士協会連合会（以下「関東甲信会」という。）は、昭和48年(1973年)11月26日に、当時の社団法人日本不動産鑑定協会（以下「鑑定協会」という。）の関東支部として設立され、昭和48年(1973年)11月26日には名称を関東支部から関東甲信会に変更しました。

平成24年(2012年)4月1日には、公益法人制度改革三法に基づき、鑑定協会が公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）に移行するのに伴い、連合会定款第70条及び第71条に定める地域不動産鑑定士連合の位置づけで法人格を有しない団体として存続し、今年11月26日に設立50周年を迎えます。

関東甲信会では設立50周年を記念して令和6年2月22日(木)に、千葉県不動産鑑定士協会主管で関東甲信会の会員を対象としたZoomウェビナーによるWeb講演会を開催します。

- | | |
|--------|---|
| (1) 日時 | 令和6年2月22日(木)午後1時30分～午後3時10分 |
| (2) 場所 | Zoomウェビナー-Web講演会 |
| (3) 単位 | 調整中 |
| (4) 内容 | テーマ調整中
講師 株式会社第一生命経済研究所
経済調査部首席エコノミスト 永濱 利廣 氏 |
| (5) 主催 | 関東甲信不動産鑑定士協会連合会 |
| (6) 主管 | 公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会 |

関東甲信不動産鑑定士協会連合会

連合会の地域不動産鑑定士連合会として設置されており、管轄区域は茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野。役員等は、会長・副会長・幹事（各協会の会長及び連合会役員（管轄区域内選出））及び監事（関東甲信会一般会員）で構成され、事務局を当協会内に置いている。

会長 増間 真一 連合会常務理事/千葉県
副会長 前原 徹児 （公社）群馬県不動産鑑定士協会会長
副会長 鈴木 健司 （公社）栃木県不動産鑑定士協会会長

団体名	会長	会員数*	備考
(一般)茨城県不動産鑑定士協会	関 哲也	59名	
(公社)栃木県不動産鑑定士協会	鈴木 健司	48名	副会長
(公社)群馬県不動産鑑定士協会	前原 徹児	44名	副会長
(公社)埼玉県不動産鑑定士協会	中野 拓	150名	
(公社)千葉県不動産鑑定士協会	佐藤 元彦	158名	
(一般)神奈川県不動産鑑定士協会	高橋 芳明	219名	
(一般)山梨県不動産鑑定士協会	久保嶋 仁	19名	
(一般)長野県不動産鑑定士協会	茅野 武弘	50名	
無所属	—	1名	個人加入
計		748名	

* 会員数：令和5年1月1日現在



研修2023 受講義務15 単位への対応

当協会では、受講義務15単位確保のため、昨年度に引き続き各種研修・講演会メニューを用意しています。



不動産の鑑定評価に関する法律第49条及び同施行令第8条で定める年間15単位（時間）の受講義務を確保できるよう年間研修計画に基づき各種研修を開催しています。令和5年度は当協会が親和会、群馬県等と共催して実施する研修、関東甲信会主催の講演会を含め7講座（合計単位数調整中）の研修を開催します。各研修の詳細については、当協会からの開催案内をご確認の上、期限までにお申し込みください。

開催日	研修会名	主催	共催等	単位
5月23日(火)	市町村職員固定資産税担当者及び不動産鑑定士向け研修会（会場）	当協会	—	2
6月12日(月)	親和会共催研修会（会場）	親和会	埼玉県	2
10月13日(金)	親和会共催研修会（会場）	親和会	埼玉県	2
11月7日(火)	埼玉県・群馬県共催研修会（Web）	当協会	群馬県	2
2月22日(木)	関東甲信会設立50周年記念講演会（Web）	関東甲信会	千葉県	調整中
2月下旬	業務推進委員会主催研修会（会場）	当協会	—	調整中
3月下旬	一般公開セミナー（会場）	当協会	—	調整中
	合計7講座			8

※1 関東甲信会設立50周年記念講演会は主催が関東甲信会、主管が千葉県不動産鑑定士協会となります。

※2 埼玉県・群馬県共催研修会は各協会が毎年交互に主催しています。

総会Q&A

(株)アークプラス 野澤伊沙夫 会員

質問要旨

鑑定士協会の「固定資産税標準宅地の鑑定評価業務の受託」ですが、もう少しどうにかならないのでしょうか？匿名にさせていただきますが、H町の固定評価を長年やらせていただいて、評価員側から提案して、やっと協会契約にさせていただきました。が、町側からすると、協会契約にしても、何らメリットはないようで、今回の固定評価では、安く契約したいからと言うことで、入札になりました。町側からみると、協会契約にするメリットが感じられないようです。

昨年の第一回固定資産評価員会議で、「一人の方が、620ポイントもやっている方がいる」との話でしたが、評価（現地確認から、事例の確認、比較等）をまともにやるとすると、これは、到底できない話です。私も、約200ポイントの担当をさせていただきましたが、土日もなく夜遅くまでの作業をやっても、中間報告、最終報告等ギリギリの状

態でした。どう考えても、600は無理です。その事務所は、鑑定士が何人いるのでしょうか？聞いた話では、1人だそうです。能力の限度を超えている受注としか言えません。また、ある市町村では、17,000円/1宅地、ある市町村では、55,000円/1宅地、と同じ不動産鑑定士が、市町村によって、入札で取りたいからとこのような価格差を提示してよいのでしょうか？これは、「社会的信用を傷つける行為（不動産鑑定評価基準・不動産鑑定士の責務）」ではないのでしょうか？鑑定士協会として、このようなことを見逃してよろしいのですか？以上、気になりましたので、質問させていただきました。

なお、6月6日は、都合により出席できませんので、「士会だより」等により回答をお願いします。



▶▶ 回答要旨〔公的土地評価委員会〕

質問の要旨は次の3点になると思います。

- ① 協会契約の市町村にとってのメリットは何か
- ② 入札によって1事業者が620地点を受注しているが、現実的に無理ではないか
- ③ 同一業者による落札（受注額）が17～55千円と約3倍の価格差があるが、これは社会的信頼を失うことにならないか

公的土地評価委員会としては、現在当士協会が抱えている固定資産評価問題の核心をつく質問と重く認識しております。そこで、9月27日に臨時公的土地評価委員会を開き、当会顧問弁護士の山本先生を講師として独占禁止法等関係法規の勉強会を行いました。この勉強

会には会長・理事（10名）も出席し、②③については、当士協会が対応を講ずることについて独禁法に抵触するリスクを完全に否定できないという認識を得たことから当面、士協会としては静観せざるを得ないものと判断いたしました。

なお、①については、令和4年7月22日に当会会長名で秩父市役所に対して発信された通知[※]のとおりですが、士協会契約から離脱する市町村が増加しつつあり、また、インボイス制度が本年10月より施行されることから、士協会契約の今後のあり方については、引き続き検討してまいります。

※ 令和4年7月22日発出秩父市資産税課宛通知本文

課税の公平性を保つべく設置された「固定資産評価員会議」の役割については、固定資産税標準宅地鑑定評価業務事務処理マニュアルにてご案内のとおりであります。本会議は当協会との事務委託契約の有無にかかわらず参加していただき、適正な評価額の決定に役立てていただくためのものとなっております。事務委託契約については、評価作業全般に渡って必要となる各種事務手続き等について、当協会が市町村に代わって行うものとなり、市町村担当者様の負担軽減に資するものと考えます。

主な業務内容としては以下のようなものとなっております。

1. 「鑑定評価書」、「時点修正一覧表」を精査（検査）の上、市町村に提出する。

評価書等のチェックについては、提出前に各受託業者において行われるべきものですが、第三者（公的土地評価委員会担当不動産鑑定士）の目でチェックを行うことにより、自分では見落としがちなミスを見つけることが可能となります。

2. 鑑定評価員に対し鑑定報酬の支払い手続きを行う。

各評価員への支払いについて、法人、個人等の区別に基づく源泉徴収事務、振込口座の確認および支払い等を市町村に代わって行います。

3. 市町村と評価員との連絡調整を行う。

メモ価格の内報時期、評価書の提出時期のほか、評価の具体的方針（例：採用公示地の年度等）、標準宅地調書の記載内容、記載方法（方針）等について連絡調整等を行います。

4. 固定資産税評価に係るトラブルに対する助言・支援を行う。

評価書提出後における納税者からの意見、苦情、不服審査請求等に係るトラブルに対処すべく、必要に応じて顧問弁護士の意見を聞きながら市町村、担当評価員に対する確かな助言とトラブル解決に向けての支援を行う。



委員会Report

1. 無料相談会の開催について（研究広報委員会）



一般県民を対象として、不動産価格、不動産に係る権利の価格、不動産賃料及び不動産を取り巻く諸問題解決のため、当協会会員の不動産鑑定士が無料で相談に応じる恒例の秋の無料相談会を10月7日(土)に大宮と熊谷の2会場で開催します。今回はさいたま会場が浦和から大宮ソニックシティビルに変更となりました。

- | | |
|--------|---|
| (1) 日時 | 令和5年10月7日(土) 午前10時～午後4時 |
| (2) 場所 | 大宮会場 ソニックシティ8階 会議室809
熊谷会場 八木橋百貨店1階 正面入口 |
| (3) 申込 | 事前申込不要 |
| (4) 主催 | 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 |
| (5) 主管 | 国土交通省・埼玉県・さいたま市・熊谷市 |

2. 暮らしと事業のよろず相談会の開催について（業務推進委員会）

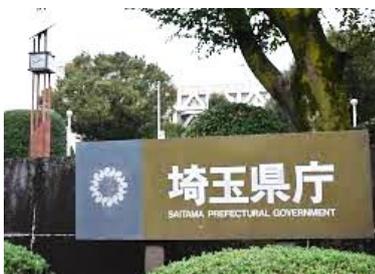


埼玉友好士業協議会（令和5年度当番会：日本弁理士会関東会）では、「暮らしと事業のよろず相談会」を開催します。当相談会は当士協会から参加する不動産鑑定士のほか、弁護士、税理士など11の専門士業との相談が可能で、予約不要・相談料無料で実施します。

- | | |
|--------|--|
| (1) 日時 | 令和5年11月4日(土) 午前10時30分～午後3時30分 |
| (2) 場所 | 浦和コルソ7階コルソホール |
| (3) 主催 | 埼玉友好士業協議会 |
| (4) 後援 | 埼玉県・さいたま市 |
| (5) 構成 | 計11団体
日本弁理士会関東会/埼玉弁護士会/埼玉司法書士会/埼玉土地家屋調査士会/関東信越税理士会埼玉県支部連合会/埼玉県行政書士会/埼玉県社会保険労務士会/日本公認会計士協会埼玉会/公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会/一般社団法人埼玉県中小企業診断協会/埼玉公証人会 |

11月4日(土)に、当協会をはじめとする専門士業11団体で構成す

3. 埼玉県用地課との意見交換会結果について（業務推進委員会）



8月8日(火)に埼玉県衛生会館3階用地課執務室で埼玉県用地課との今年度第1回目となる意見交換会を行いました。用地課からは指導・管理担当桑野主幹、塚原主査、嶋崎主任が、当協会業務推進委員会からは巢合副会長、黒住委員長、立澤副委員長が出席しました。

県担当者当協会との合同研修会の実施をはじめ、諸課題に関する意見交換を行いました。今後も用地課との意見交換を継続していきます。



4. 埼玉友好士業協議会さいたま市長表敬訪問結果について（業務推進委員会）



9月4日(月)に埼玉友好士業協議会（令和5年度当番会：日本弁理士会関東会）の活動の一環として、さいたま市長への表敬訪問を行いました。

当日は、当協会から中野会長が他の友好士業協会の代表者の方々とともに参加し、清水勇人さいたま市長と面会しました。短い時間ながら今後の活動について意見交換を行いました。

5. 独占禁止法に係る勉強会開催結果について（公的土地評価委員会）



当協会顧問 山本泰生 弁護士を講師に招いて、固定資産評価員の委託契約に関する諸問題や独占禁止法に係る法律上の論点等について、理事と公的土地評価委員会メン

バーで令和5年9月27日に教育会館103において勉強会を開催しました。

当日は、山本弁護士から独占禁止法等に関する概要や注意点等について解説を行った後、Q&A形式で実務に即した活発な意見交換が行われました。

- | | |
|--------|---|
| (1) 日時 | 令和5年9月27日(水) 午後13時30分～午後15時30分 |
| (2) 場所 | 教育会館103 |
| (3) 講師 | 山本正士法律事務所 山本泰生 弁護士 |
| (4) 参加 | (理事) 中野拓、小林隆敏、巢合勇次、各務実、松島俊輔、山口邦男、浦崎国男、黒住明央、立澤恵理、島田喜久男
(公的土地評価委員会) 門脇誠、堤史匡、蜂須賀郁未、山本晃嗣 (敬称略) |

理事会Report

7月理事会（定例）（令和5年度第6回）

【議事の経過の概要及び結果】

(1) 特定費用準備資金の取り扱いに関する規程の改正について

担当理事から、5月8日に行われた監査で河合監事から特定費用準備資金の積立決定や理事会の承認手続きが行われていないとの指摘があり、同種の手続きを定めている公益財団法人公益法人協会の特定費用準備資金等取扱規程を参考にして理事会承認手続等を新たに規定したものであるとの説明があった。これに対して、改正内容について河合監事の確認やリーガルチェックを受けるべきとの意見があり、河合監事の後任である森山監事の確認を受けてから再度諮ることとなり継続審議となった。

(2) 入会について

担当理事から、株式会社赤熊不動産鑑定所勤務の

島崎栄司氏から個人会員の入会申請があったとの説明があり、申請者に特に問題となる点はなく、申請どおり入会が承認された。

(3) さいたま市財産評価委員の推薦について

担当理事から、当協会が推薦した現委員のうち1名の任期が終了することから、後任委員についてさいたま市から推薦依頼があったもので、当協会理事で前任者と同様に女性であるさいたま市在住の立澤恵理会員を推薦するとの説明があり、特に問題となる点はなく承認された。

(4) 山本弁護士に対する報酬について

担当理事から、独占禁止法等に係る勉強会講師として依頼することになった当協会顧問の山本弁護士の講師料については予算措置されていない費用であり、山本弁護士に対して特別な準備や新たな知識の習得等の過



重な負担をお願いするので、単価を5万円として執行することとしたいので理事会の承認を得るものであるとの説明があり、特に問題となる点はなく承認された。

(5) 連合会に対話型AI利用・規制に係る要望をする件について

担当理事から、事務局の事務の効率化を図るため生成AIの導入を進めるに当たって、生成AIは文書、資料、議事録作成に活用すると効果的であると言われる。一方で、安全かつ確に活用するためには注意や制限が必要であると言われており、埼玉県でもガイドラインを作成するとの情報もあることから、本来は協会自治に属するものであるが、連合会にAI利用・活用の指針やアドバイスをいただくことを要望したいとの説明があった。これに対して、連合会のAIに関する対応状況も把握していないことから、具体的に聴取したい内容や要望を文書で取りまとめて再度理事会に付議すべきとの意見のほか、連合会から情報収集することが可能なので確認後改めて総務財務委員会に提供したいとの申し出があり、継続審議となった。

(6) 事務局にあるゼンリン住宅地図について

担当理事から、事務局にあるゼンリン住宅地図は、状態は良好であるが2007、8年頃の発行で内容は古くなっており、現在は無料相談会で時々使用する程度であるとのことから、今後ゼンリン住宅地図の処分、会員への譲渡、更新等を含めた管理について理事会の意見を伺って対処したいとの説明があった。これに対して、総務財務委員会としてどう対処するか考え方をまとめて再度付議すべきとの意見があり、再度総務財務委員会で検討することとなり継続審議となった。

(7) 無所属会派への要望書について

担当理事から、市町村から道路の用地買収の鑑定見積り依頼があり、3者による見積り合わせの結果、提出した見積り金額が設計価格に使われた上、実績のない業者が仕事を取っていったが、埼玉県に関しては県土整備事務所で扱うような公共用地の買収の不動産鑑定評価の依頼に対しては随意契約で鑑定報酬単価表の金額で請求していると要望理由についての報告があった。こうした状況について、無所属県民会議への要望として提出すれば県を通じて市町村に意見を言えるとの話があったことから、「市町村に対し、不動産鑑定評価の依頼に際しては、埼玉県と同様に、特命随意契約を採用すべきであることを周知すること。」と新たに無所属県民会議へ要望したいとの説明があった。これに対して、自民党要望との整合性や協会の総意として特命随意契約を表記することは現時点では難しいのではないか

との意見があり、「埼玉県と同様の契約方式を採用すべきであることを周知すること。」と文言を修正して要望することで承認された。

(8) 自民党への要望書について

担当理事から、不動産鑑定評価の依頼は鑑定報酬単価で行われており、鑑定報酬単価における「宅地の借地権、底地（貸地）の所有権、地役権」の鑑定評価額5百万円までと1千万円までの基本鑑定報酬料が、他の区分に対して、均衡を欠いて低額であるため、単価を是正するか、不均衡の理由を説明するよう要望するものであるとの説明があり、特に問題となる点はなく承認された。

(9) 川越市空家等対策協議会委員の推薦について

担当理事から、当協会が推薦した現委員の任期が終了することから後任委員について、川越市から推薦依頼があったもので、当協会業務推進委員会委員で川越市在住である中山健人会員を推薦するとの説明があり、特に問題となる点はなく承認された。

(10) 独禁法及び不正競争防止法に関する研修会の実施について

担当理事から、前回の理事会で会長から話のあったとおり独禁法の研修会を行うことに対して理事会の承認を得るものであるとの説明があり、特に問題となる点はなく研修会の開催について承認された。

(11) 固定資産評価に関わる特別委員会の設置について

担当理事から、固定資産評価業務において、不動産鑑定の質的な面での市町村からの信頼の確保を目的として、現行の課題等を集中的に検討していくために特別委員会を設置するもので、専門委員を公募して期間を1年程度として方向性を出していきたいとの説明があった。これに対して、専門的な答え探ただけではなく、発注者側である市町村の現状分析を行って現状に対する共通認識やどうあるべきかを参加委員が持つことが必要であるとの意見のほか、特別委員会を設けることに関して反対するものではないが委員については人選が重要であり公募では会員の揉め事の種を作ることになる、特別委員会の具体的なテーマを明示する必要があるのではないか等の意見があり、具体的なテーマを明記した上で募集の文面を作成して再度理事会に諮ることになり継続審議となった。

(12) 鑑政連への要望事項

担当理事から、2年前から固定資産評価業務については問題提起しているが、独禁法に抵触する恐れがあるということで、あまり入りこまなかった。今後勉強会においてどこまで当協会が関与できるか結論を出していくので、今回は独禁法に触れない形で固定資産評価に関して、入



札を行う場合の「最低入札価格」の導入等について要望するものであるとの説明があり、特に問題となる点はなく承認された。

認された。

【報告事項】

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) インボイス制度の実施に関連した注意事例について | (6) 埼玉県用地課との懇談会について |
| (2) 連合会表彰規約ほか・会員録について | (7) 固定資産評価に関する諸問題への対処に関する基本方針 |
| (3) 会員からの PDF 文書・新聞の記事について | (8) 各委員会議事録について |
| (4) 公益目的事業の赤字を小さくする方策について | |
| (5) 群馬県鑑定士協会との共催研修会について | |

9 月理事会（定例）（令和 5 年度第 7 回）

【議事の経過の概要及び結果】

(1) 関東地方整備局との災害協定について

担当理事から、7 月 10 日に関東地方整備局職員 2 人が事務局へ来所し、中野会長、立澤理事、諸貴理事、事務局長 4 人で対応したところ、当協会に対して災害時の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的として、地震、大雨、台風等の異常な自然現象等に伴い生じた災害が発生した場合に、関東地方整備局が管理又は工事中の施設等において発生した災害の応急対策に関して、緊急的な不動産鑑定業務の実施に必要な手続き等を定める協定締結について依頼があり、8 月 24 日にはメールで「災害時における関東地方整備局管内の不動産鑑定業務に関する協定書（案）」の提示があったと経緯報告があった。この協定書（案）は、9 月 27 日に開催する関東甲信会役員会で意見交換する予定となっており、委員会としても、今後、関東地方整備局の担当者と協議するに当たって理事会において協定締結の方向性や協定内容について意見をいただきたいとの説明があった。今後、協定締結に向けて委員会ですらに詳細について調整していくことで継続審議として承認された。

(2) 当協会への寄付のお願いについて

担当理事から、当協会の決算が今後も 3 年スパンで 1 千万円強の公益目的事業会計の赤字が発生すると令和 12 年頃には正味財産もかなり減少するので、確実に寄付金が確保できるものではないが財政状況改善の取組みとして広く寄付金の募集を PR するために当協会ホームページに寄付のお願いのページを作成するものであるとの説明があり、ホームページへの掲載について諮ったところ、特に異論もなく原案どおり承認された。

(3) 特定費用準備資金の取り扱いに関する規程の改正について

担当理事から、前回理事会で改正内容について河合元監事の確認やリーガルチェックを受けるべきとの意見があり継続審議となった付議事項であるが、河合元監事の

後任である森山監事の確認を受けたところ、森山監事からは、河合元監事が令和 5 年 5 月に実施した監査で指摘した特定費用準備資金の積立や理事会での承認手続き等が適正に規定されており会計上の問題はなく、河合元監事の指摘事項に適切に対応できているとの見解をいただいたとの説明があり、特に問題となる点はなく承認された。

(4) 山本泰生弁護士との顧問契約の締結について

担当理事から、顧問弁護士である山本正士法律事務所から顧問契約に関して契約の相手方を山本正士弁護士から山本泰生弁護士に変更するよう依頼があり、当協会としても山本正士弁護士が事実上引退し、山本泰生弁護士が実質的な責任者となっており、当協会の業務相談についても既に山本泰生弁護士に対応いただいていることから、現顧問契約を解約して新たに山本泰生弁護士と顧問契約を締結するものであるとの説明があり、特に問題となる点はなく承認された。

(5) 研究広報委員会委員の追加委嘱について

担当理事から、本委員会では研究成果物として「事例の分析研究」を行い、年内中に発表する予定であるが、この対象となる取引事例は地価公示において作成した取引事例を使用していることから、連合会に当該取引事例使用の了解を求めたところ、「代表幹事が事例研究に関わっていれば地価公示の一環としての研究であることから使用に問題はない。」との回答があったので、当協会会員 三田和巴埼玉県代表幹事を本委員会委員として追加委嘱するものであるとの説明があり、特に異論もなく承認された。

(6) 研修会について

担当理事から、8 月 8 日に埼玉県用地課と意見交換会を実施したところ、県職員、不動産鑑定士側ともお互いの業務知識が欠けている部分と相互のコミュニケーションを図ることが課題として上がったので、県と協会合同



で研修会を開催する方向で意見がまとまったとの経過報告があった。企画書のとおり、県と協会合同開催で2月後半に集合研修で行い、講師については県・協会相互で行い、協会側は齋藤雅一会員を講師として鑑定評価書の見方、鑑定評価と土地評価の相違をテーマに県職員へ説明すること予定しているとの説明があり、県用地課との合同研修会を進める方向性について諮ったところ、特に異論もなく承認された。

- (7) 自民党要望事項の連合会方針との齟齬について
担当理事から、9月12日開催の委員会で出席者から前回理事会で承認された自民党への要望事項である固定資産評価業務に関する入札を行う場合の「最低

制限価格」の導入について、連合会では鑑定評価は随意契約であって入札による契約は連合会方針と相違するのではないかと指摘があったことから、連合会方針との齟齬について理事会の意見を伺って再確認したいとの説明があった。これに対して、連合会では鑑定評価について入札による契約は馴染まないとの方針であっても、総務省通達により多くの市町村で実際に固定資産評価業務に入札が導入されており、当協会の現実的な対応として最低入札価格の導入を要望するものあることから連合会方針に反するものではないとの意見等があり、連合会方針との整合は取れているので原案どおり要望することで諮ったところ、特に異論もなく承認された。

【報告事項】

- (1) R5 地価調査インボイス登録状況について
- (2) 会員の退会について
- (3) 内閣府サイバーセキュリティセンター教材利用について
- (4) 連合会にAIの件で問い合わせた結果について
- (5) 事務局にあるゼンリン住宅地図について
- (6) 上告が取り下げられた件について
- (7) 無料相談会について
- (8) 群馬鑑定士会との共催研修会について
- (9) 令和5年度3月に予定する「一般公開セミナー」について
- (10) 「大学寄附講座」について
- (11) 無料相談会（熊谷会場）について
- (12) 研究成果物の進捗状況について
- (13) 埼玉県への要望について
- (14) 埼玉県用地課との意見交換について
- (15) 埼玉友好士業協議会のさいたま市長表敬訪問について
- (16) 固定資産評価問題への対処状況
- (17) 各委員会議事録



Members

1. 入会者

新たに会員にお迎えしました。よろしくお願ひします。



氏名	島崎 栄司 (しまざき えいじ)
業者名	株式会社赤熊不動産鑑定所
区分	個人会員
承認日	令和5年(2023年)7月21日付け承認

2. 退会者

長きにわたりご指導・ご支援いただきありがとうございました。今後ますますのご健勝・ご多幸を祈念します。

氏名	中山 晶夫 (なかやま あきお)
業者名	中山不動産鑑定事務所
退会事由	廃業
退会日	令和5年(2023年)9月30日

氏名	斉木 信夫 (さいき のぶお)
業者名	有限会社斉木不動産鑑定事務所
退会事由	廃業
退会日	令和5年(2023年)9月30日

3. Status



令和5年(2023年)9月30日現在

区分	合計	内訳		備考
会員数	149名	業者 125名	個人 24名	—
男女別	149名	男性 136名	女性 13名	—
鑑定士	145名	業者 121名	個人 24名	—
		男性 134名	女性 11名	—
平均年齢	62.0歳			対象:鑑定士

Event Report

7月

- 7月4日(火) 埼玉県友好士業協議会定例会
- 7月5日(水) 研究広報委員会
- 7月7日(金) 月例有料相談会
- 7月11日(火) 総務財務委員会/公的土地評価委員会
- 7月14日(金) 業務推進委員会/坂戸市無料相談会
- 7月21日(金) 理事会/月例無料相談会



8月

- 8月1日(火) さいたま市無料相談会
- 8月7日(月) 無所属県民会議予算要望ヒアリング
- 8月8日(火) 埼玉県用地課との意見交換会

9月

- 9月1日(金) 業務推進委員会
- 9月4日(月) 埼玉県友好士業協議会さいたま市長表敬訪問
- 9月5日(火) 総務財務委員会
- 9月6日(水) 研究広報委員会
- 9月8日(金) 坂戸市無料相談会
- 9月12日(火) 公的土地評価委員会
- 9月13日(水) 東松山市無料相談会
- 9月15日(金) 理事会/月例無料相談会
- 9月26日(火) 自由民主党埼玉県支部連合会団体要望書個別ヒアリング
- 9月27日(水) 独占禁止法に係る勉強会



Information

10月1日開始インボイス制度（国税庁）

令和5年10月
からインボイス制度
が開始されます。イン
ボイス制度に関
する制度の概要、
Q&Aについては、
左図、国税庁HP
「[インボイス制度公表サイト](#)」をクリック
してお入りください。
また、9月末ま
でに登録申請を
行ったものの、令
和5年10月1日
までに登録番号の
通知が届かない
場合の売り手・買
手の経過的な

取り扱い、国税庁HP「[インボイス制度において特にご留意いただきたい事項](#)」（令和5年8月国税庁作成チラシ）をご覧ください。

事例閲覧サポートシステムの継続（連合会）



事例閲覧体制については、
令和5年5月30日付け鑑33号
連合会会長通知「[閲覧サポートシステムによる対応について](#)」により、「緊急時対応閲覧サポートシステム」を「[閲覧サポートシステム](#)」に名称変更のうえ、システムが継続されることになりました。事例閲覧を利用する会員の皆様はご注

意ください。

また、当協会では、閲覧室利用申請書による閲覧を休止しておりましたが、現行システムの恒久化に伴い過去事例を除き、閲覧室利用が廃止となりました。

なお、過去事例は当協会会員についても閲覧室での閲覧となります。

士会だよりArchives（事務局）

過去に発行した士会だよりのバックナンバーを当協会ホームページで会員の皆様に公開しています。

閲覧可能な士会だよりは、公益法人化前の平成16年4月発行第60号から平成26年3月発行第119号、公益法人化後の平成26年6月発行第1号から最新刊の令和5年6月発行第34号です。

発行・編集責任者



いつも士会だよりをご
愛読いただきありがとうございます。
士会だよりは、令和4
年6月30日発行第31
号から電子化発行としま
した。REA-NETにより情
報をいち早く提供すると

ともに、環境への負荷の低減、業務効率改善やコスト削減を進めてまいります。

発行責任者 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
会長 中野 拓
編集責任者 研究広報委員会、事務局
発行日 令和5年(2023年)9月29日
さいたま市浦和区常盤4-1-1
Phone 048-789-6000/Fax 048-789-6160

◀ 事務局宛メール（スキャン/クリック）